

2023年11月20日

法務大臣 小泉龍司様

鈴木博人（中央大学教授）  
二宮周平（立命館大学名誉教授）  
山口亮子（関西学院大学教授）  
坂本洋子（mネット理事長）兼事務局

### 離婚後の共同親権導入に伴う法制度整備についての要望書

2021年2月10日の法制審議会に対する法務大臣からの諮問（「父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい」）を受け、以降、家族法制部会が数次にわたり開催されてきました。この間の関係各位のご努力に敬意を表するとともに、今次審議の大きな柱である離婚後の共同親権の導入に伴う具体的な規律等について、さらに検討を進めていただきたく、ここに本要望書を提出する次第です。

日本では、毎年約18万件的離婚があり、そのうちの約6割に未成年の子がいます。婚姻中は父母が共同親権者ですが、離婚した場合は父母のどちらかが単独で親権者となります。離婚の際には必ず父母のいずれかを親権者として決定する必要があり、協議離婚の場合は父母間の協議により決定します。離婚について協議が調わない場合、家庭裁判所において調停離婚・審判離婚や和解離婚、裁判離婚が成立する際にも、必ず父母のいずれかを親権者と定めなければなりません。

そのため、親権者になれないと、子と会うことができなくなるのではないかと、養育にかかわることができないのではないかとという不安が、親権争いを熾烈にさせ、父母の葛藤に直面して辛い思いをする子も少なくありません。中には、監護実績を作るために、協議や合意のないまま父母の一方が子との同居を確保し、別居親に会わせない、面会交流（親子交流）を著しく制限するといった事態が生じることもあります。

他方、離婚後は一切子との連絡を断ち面会しない親、養育費の支払いをしない親も少なくありません。厚労省「全国ひとり親世帯等調査結果報告」（2021年11月）によると、離婚母子世帯において、離婚時に「養育費支払いの取り決めあり」は51.2%ですが、「現在も受給」は30.8%です。「面会交流の取り決めあり」は33.7%であり、「現在も実施」は32.7%です。約7割の子どもたちが別居親との親子関係を断たれています。

子どもの最善の利益のためには、高葛藤の事案を可能な限り減少させ、父母双方の養育責任の継続を明確にし、親権者を協議で定める場合も、父母が親としての責任を自覚し、子の意思や利益を優先的に考えることができる仕組みが必要不可欠です。法制審議会家族法制部会では、離婚後の子の養育の在り方について、法改正に向けた審議が行われてきました。2022年11月

には、これまでの議論を整理した中間試案がとりまとめられました。中間試案では、基本原則として、子の最善の利益の確保、DV・暴力への配慮、未成年の子の親の養育責任の明記、子の意思の尊重という総論的な規律も提示されました。2023年4月18日、家族法制部会は離婚後の単独親権制度を見直し、共同親権を認めることを大枠で合意し、その後、具体的な検討が進んでいるようです。家族法制部会が離婚後の単独親権制度の見直しの方針を出し、共同親権の導入を提案されたことについて賛同したいと存じます。

共同親権となった父母の場合、日常の養育者、養育費の分担、面会交流、子のために父母が協議すべき事項など具体的ルールを定めておく必要があります。子どもは協議離婚や調停離婚の手続に入る前に親へ適切な情報提供を行うことが有益であると考えます。また、夫婦間の葛藤があったり、DVがあったりするなど、夫婦による合意形成が困難な場合への対処が必要で、DV事案に適切に対応できる制度の整備も必要となります。家族法制部会において、共同親権の導入に伴う具体的規律の検討を進めるとともに、これと平行して、法務省やこども家庭庁を中心とした関係省庁や裁判所において、離婚手続前、離婚手続中、離婚後の支援体制や家庭裁判所の役割についてさらに検討を進めていただくことを要望いたします。

日本が批准した国連児童の権利条約は、「児童は……できる限りその父母を知り、かつその父母によって養育される権利を有する」(7条1項)と定めます。子は、父母の婚姻の有無にかかわらず、父母に対して養育を求めることができ、父母は婚姻の如何にかかわらず、子の養育について共同の責任があります。親の関係性によって子の権利が左右されてはなりません。共同親権は、法務大臣からの諮問にもありました様に、「子の利益の確保」の観点から検討されるべきであることを申し添えたいと存じます。